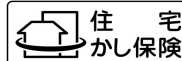




FAX 03-6861-9232

(株)日本住宅保証検査機構 業務センター 行



JIOリフォームかし保険

瑕疵担保責任保険契約申込書

1 申込日 (西暦) 20 年 月 日 リフォーム工事瑕疵担保責任保険を以下により申し込みます。
伏枠内を楷書でご記入ください

2 登録事業者番号 親番号(支店番号) 枝番号
3 登録事業者名
5 申込担当者 氏名 連絡先
6 工事監督者 氏名 連絡先
検査予定調整担当者

7 物件名 (工事発注者) フリガナ 様邸
8 物件住所 フリガナ 都道府県
9 他の瑕疵担保責任保険契約 なし あり
10 過去の瑕疵保証 Y

11 発注者区分 宅建業者以外 宅建業者\*2
12 増築工事特約 付帯なし 付帯あり
13 新耐震基準等の充足を証する書類の住所

14 工事請負金額 工事請負金額(工事請負契約書の総額)
増築工事特約付帯の場合のみ記入
15 建物の区分 A戸建住宅(併用住宅を除く) B共同住宅(延床面積500㎡未満かつ総階数3以下) C共同住宅(併用住宅(延床面積500㎡以上または総階数4以上))
16 保険の支払限度額 100万円 200万円 300万円 600万円 1,000万円

17 増築特約の申込条件 増築工事部分の保険の支払限度額 2,000万円
延べ面積(壁芯) m 階数 地上 階 地下 階
工法(構造) 木造 鉄骨造 RC造 SRC造 その他( )

18 JIO現場検査 リフォーム工事対象リストのB列チェック状況
B列で「見えなくなる」に該当する工事はない
B列で「見えなくなる」に該当する工事はある

19 保険料 検査料 保険契約申込 受理証 記載の金額
20 免責金額 1回の事故につき10万円
21 支払方法 口座振替
22 保険期間 (1)構造耐力上主要な部分:保険期間の始期から5年間、(2)雨水の浸入を防止する部分:保険期間の始期から5年間、(3)上記(1)及び(2)以外の部分:保険期間の始期から1年間、(4)増築工事部分の構造・防水部分:保険期間の始期から10年間

23 縮小てん補割合 80%
24 付帯する特約条項 故意・重過失特約(発注者が宅建業免許を保有している場合は付帯されません。申込書11発注者区分の\*2)、保険料等の口座振替に関する特約、増築工事特約(増築工事特約を付帯する場合のみ)
25 取次店 株式会社 木耐協
募集人名 関 励介

26 登録物件番号 Y
株式会社 日本住宅保証検査機構 業務センター
〒136-0071 東京都江東区亀戸1-14-4 TEL 03-6861-9217

印の項目を訂正する場合は、保険契約申込者の訂正印が必要です。



JIOのシステム上 印字できない一部の漢字につきましては、カナ表示や表示可能な漢字への置換えをさせていただきます。
祐→祐 吉→吉 角→角
玉→土 廣→広 など

\*4 リフォーム工事に構造耐力上主要な部分に係る工事があり新耐震基準等の充足を証する書類を提出する場合のみ該当します。

# 保険申込必要書類一覧

## 必要書類のご確認

保険契約申込みは以下の表に該当する書類が必要となります。書類に不足のないよう、本紙を活用いただきご確認ください。(不足書類がございますと、解消されるまでの期間は引受け手続きはできません。)

### 申込時必須書類

必要書類・図面	備考	確認
保険契約申込書「R10リフォームかし保険」	記入方法は「解説書」をご参照ください	
付近見取図(案内図)	対象住宅に目印をつけてください	
工事請負契約書 約款を含む全文(写)	注文書、注文請書の場合も約款(取決め)の添付が必要です	
工事見積書 詳細(写)	・工事種別、数量、使用する設備、材料、施工等の明記が必要です	
リフォーム工事対象リスト 1	・A、B、Cともに該当する工事内容にチェックをご記入ください	
リフォーム工事部分に関する状況のわかる資料：～に該当(複数の場合は全て)する工事がある場合 1 リフォーム工事部分が構造耐力上主要な部分である場合には、当該保険対象リフォーム工事部分の構造に関する状況のわかる図面又は仕様書等 2 リフォーム工事部分が雨水の浸入を防止する部分である場合には、当該保険対象リフォーム工事部分の防水に関する状況のわかる図面又は仕様書等 2 リフォーム工事部分が上記 および 以外の部分である場合には、当該保険対象リフォーム工事部分の状況のわかる図面又は仕様書等 2		

1 保険対象部分が増築工事特約のみの場合は不要  
 2 工事範囲が明記されたもの(別紙解説の図面 仕様書作成サンプル参照)

### 該当する場合の必要書類 増築工事特約を付帯する場合

必要書類・図面	備考	確認
増築工事部分の設計図書	・別紙「増築工事特約の申込に必要な設計図書」参照 既存住宅と増築部分の区別を明示してください	
建築確認申請書(写)	・第一面、第二面、第三面までの全て (建築申請を必要とする増築工事のみ)	
地盤調査報告書(写)	・計測点配置図、地盤調査データ 考察が必要です ・「現地調査チェックシート」のご利用可	

### 保険対象リフォーム工事部分に構造耐力上主要な部分がある場合

《別紙「リフォーム工事対象リスト」の構造耐力上主要な部分に係る工事「A列」にチェックを付ける工事である場合が該当》  
 新耐震基準等の充足を証する書類(以下【A】【B】【C】いずれか該当する方の書類)

必要書類・図面	備考	確認
【A】 保険対象リフォーム工事について建築確認が必要な場合	保険対象リフォーム工事の建築確認の日付が確認できる書類(写し) 新耐震基準等の充足を証する書類一覧「A」～のいずれか	
【B】 保険対象リフォーム工事の建築確認が不要で、耐震性に影響のある工事を含む場合 リフォーム工事対象リストC列「耐震性に影響のある工事を含む」のいずれかにチェックがある場合が該当となります	保険対象リフォーム工事後の住宅について耐震性の有無が確認できる書類(写し) 新耐震基準等の充足を証する書類一覧「B」のいずれか	
【C】 保険対象リフォーム工事の建築確認が不要で、耐震性に影響のない工事のみの場合 リフォーム工事対象リストC列「耐震性に影響のある工事を含まない」のみにチェックがある場合が該当となります	保険対象リフォーム工事を実施する前の最新の建築確認の日付が確認できる書類(写し)、または、耐震性の有無が確認できる書類(写し) 新耐震基準等の充足を証する書類一覧「C」～のいずれか	
新耐震基準等の充足を証する書類については、別紙「新耐震基準等の充足を証する書類一覧」に記載あるもののいずれかが必要となります。(全ての書類は写しの提出で可)		
<b>注意</b> 新耐震基準等の充足を証する書類と保険申込住宅が同一であることが判別できない場合、保険契約申込者(被保険者)より同一住宅であることの申告書(保険契約申込者の記名・押印が必要)をご提出いただく場合がございます。		
住所が異なる場合(住居表示と地番の差異など)	保険契約申込書13にてご申告ください	
延べ面積、階数、構造等が異なる場合	相違する理由を明記した申告書を作成してご提出ください	

### リフォーム事業者選択支援サイト割引を希望する場合

必要書類	有効期間内のサイト事業者登録証(写し)	保険申込みごとに本証の添付が必要です

# 住宅の区別 保険対象部分一覧

### リフォーム保険対象の範囲

住宅の区分	住宅の規模	保険対象とする部分
A 戸建住宅(併用住宅は除く)	制限なし	住宅全体
B 共同住宅または併用住宅	延床面積500㎡未満かつ総階数3以下	住宅 住棟全体
C 共同住宅または併用住宅	延床面積500㎡以上または総階数4以上	共同住宅の専有部分 上記の専有部分工事の発注者が併せて発注した共用部分 ・この場合の共用部分とは、共同分譲住宅の一住戸および一住戸に付帯した窓、ドア、ベランダ改装等をいう ・共同賃貸住宅は共同分譲住宅であったとした場合の専有部分/共用部分に相当する部分をいう

# 新耐震基準等の充足を証する書類一覧

保険対象となるリフォーム工事に「構造耐力上主要な部分」の工事を含む場合は、保険申込時に工事の内容等に応じて下記いずれかの書類が必要となります。

## A) 保険対象リフォーム工事について建築確認が必要な場合

保険対象リフォーム工事の建築確認の日付が確認できる書類として以下 ~ のいずれか

主な書類	確認内容	書類の種類
建築確認済証	保険対象リフォーム工事の建築確認であること	建築基準法の規定に基づく確認済証
建築確認証明書 (建築物確認証明書)		
建築確認申請 (計画通知) 台帳記載証明書 (建築確認記載事項証明)		
建築計画概要書		

## 保険対象リフォーム工事の建築確認が不要な場合は下記 B) または C) のいずれか該当するもの

### B) 耐震性に影響のある工事を含む場合

保険対象リフォーム工事後の住宅について耐震性の有無が確認できる書類として以下、のいずれか

主な書類	確認内容 (基準の詳細は下記 参照)
リフォーム工事後の住宅が平成18年国交省告示第185号の基準に該当する診断基準にしたがって診断したこと、診断結果およびその評価結果が確認できる書面	・下記 . の基準に適合していることがわかること ・該当基準名および基準に適合することを確認した旨の記載があること ・建築士の記名・押印があること
上記以外でリフォーム工事後の住宅が下記 . または のいずれかの基準に適合していることを証する書類 (建築士の記名・押印があるものに限る)	・下記 . または のいずれかの基準に適合していることがわかること ・該当基準名および基準に適合することを確認した旨の記載があること ・建築士の記名・押印があること
適合を確認する基準 詳細 ・建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第3章および第5章の4に規定する基準 ・地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準 (平成18年国土交通省告示185号) (財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」、既存鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準」等	

### C) 耐震性に影響のない工事のみの場合

保険対象リフォーム工事を実施する前の最新の建築確認の日付または耐震性の有無が確認できる書類として以下 ~ のいずれか

建築確認の日付が確認できる書類 (保険対象リフォーム工事を実施する前の最新のもの)

主な書類	確認内容	書類の種類
建築確認通知書	建築確認の日付が昭和56年6月1日以降であること	建築基準法の規定に基づく建築確認済証、検査済証または特定行政庁が交付する建築確認等に係る記録を証明する書類
建築確認済証		
検査済証		
検査済証名義変更届 (建築主変更届)		
基準法第18条第3項の規定に適合する旨の通知書		
建築確認証明書 (建築物確認証明書)		
建築確認申請 (計画通知) 台帳記載証明書 (建築確認記載事項証明)		
建築計画概要書	合格年月日の日付が昭和56年6月1日以降であること	住宅金融公庫の融資を受けたことがわかる書類
公庫融資設計審査に関する通知書		
公庫融資現場審査に係る通知書 (竣工時)		
登記事項証明書 (登記簿謄 (抄) 本)	公庫による抵当権の設定登記の日付が昭和58年4月1日以降であること	
建設性能評価書 (新築)		
住宅瑕疵担保責任保険の保険証券、または、付保証明書		

耐震性の有無が確認できる書類 (保険対象リフォーム工事を実施する前の最新のもの)

主な書類	確認内容 (基準の詳細は下記 参照)
耐震基準適合証明書	・下記 . から . までのいずれかの基準に適合していることがわかること ・建築士の記名・押印があること
住宅耐震改修証明書	
固定資産税減額証明書	
平成18年国交省告示第185号の基準に該当する診断基準にしたがって診断したこと、診断結果およびその評価結果が確認できる書面	・下記 . の基準に適合していることがわかること ・該当基準名および基準に適合することを確認した旨の記載があること ・建築士の記名・押印があること
既存住宅に係る住宅性能評価書	・下記 . の基準 (耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)) に係る評価が等級 1 以上であること
上記以外で下記 . から . までのいずれかの基準に適合していることを証する書類 (建築士の記名・押印があるものに限る)	・下記 . から . までのいずれかの基準に適合していることがわかること ・該当基準名および基準に適合することを確認した旨の記載があること ・建築士の記名・押印があること
適合を確認する基準 詳細 ・建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第3章および第5章の4に規定する基準 ・地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準 (平成18年国土交通省告示185号) (財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」、既存鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準」等 ・評価方法基準 (平成13年国土交通省告示第1347号) 第5の1-1 (4) イおよびロに規定する基準	